

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第二十三条第一項及び第二項の規定に基づき国土交通大臣が定める額を定める件

平成二十五年十月二十九日 国土交通省告示第千六十号  
最終改正 令和元年十月一日 国土交通省告示第五百七十八号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第二十三条第一項及び第二項の国土交通大臣が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額及び同条第一項の国土交通大臣が定める額にあつては都道府県知事が、同条第二項の国土交通大臣が定める額にあつては市町村長が特別の事情があると認める耐震診断の実施に要する費用の額を合算した額とする。

- 一 建築物（建物（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する建物をいう。以下同じ。）に附属する組積造の塀を除く。以下同じ。）及び建物に附属する組積造の塀について耐震診断を行った場合 建築物の延べ面積に応じてそれぞれ次の表一に定める額及び塀の長さに応じてそれぞれ次の表二に定める額を合算した額
- 二 建築物についてのみ耐震診断を行った場合 建築物の延べ面積に応じてそれぞれ次の表一に定める額
- 三 建物に附属する組積造の塀についてのみ耐震診断を行った場合 塀の長さに応じてそれぞれ次の表二に定める額

一

延べ面積	額(単位 円)
千平方メートル未満	3570A
千平方メートル以上	2550000+1020A
この表において、Aは、建築物の延べ面積(単位 平方メートル)を表すものとする。	

二

塀の長さ	額(単位 円)
十メートル未満	5100L
十メートル以上	48960+204L
この表において、Lは、塀の長さ(単位 メートル)を表すものとする。	

附 則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二十号)の施行の日(平成二十五年十一月二十五日)から施行する。

附 則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成三十一年一月一日)から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。